



## 中国会計税務実務

## 2020年第39号

今回のテーマ：外国企業のA株売却に関する取り扱い及び留意点について

中国経済の目覚ましい発展に伴い、外商投資企業が中国資本市場における上場融資のニーズが高まっている。致同 News Flash では、第 35 号より外商投資企業を発行体とする IPO（新規上場）に関する内容を中心に特集で紹介してきた（第 35 号中国本土の資本市場制度について 第 36 号中国本土の新規上場の条件について 第 37 号上場のために必須な関係機関及び上場に要する期間や費用について 第 38 号外商投資（日系）企業を発行体とする上場事例について）。本特集の最終回として、今号では外国企業の A 株売却に関する取り扱い及び留意点について説明していく。

主な内容：

A 株の売却は、通常 3 つの取引方式、すなわち公募・売出、ブロック・トレーディング、相対取引(市場外)に分類される。

取引方式	制度概要	比率制限	期間制限	留意点
公募・売出	大株主または特定株主の持分減少について、公募・売出の方式を採用する場合、任意の 90 日間において、株式の減少数は会社の株式総数の 1% を超えてはならない。	1%以下	連続 90 日間	タイミングにより、取引価格が把握できない。
ブロック トレーディング	大株主または特定株主の持分減少について、大量売出の方式を採用する場合、任意の 90 日間において、株式の減少数は会社の株式総数の 2% を超えてはならない。	2%以下	連続 90 日間	タイミングにより、取引価格が把握できない。 値引き交渉がなされる。
相対取引 (市場外)	(市場外) 大株主または特定株主の持分減少について、相対取引の方式を採用する場合、単独譲受人の譲受比率は会社の株式総数の 5% を下回ってはならない。	5%以上	/	値引き交渉がなされる。

その他の留意点：

1.外国企業の A 株売却に関する証券会社の決済手数料及び関連する税金費用

手数料：証券会社（5 元～取引額の 0.3%）

税金：企業所得税（参考税率 10%）、増値税（参考税率 6%）、印紙税（参考税率 0.1%）

2.外国企業の A 株売却による収益に係る海外送金

外国企業は法律に基づき税務局に税金を申告・納付して納税証明及び対外支払登録票を取得したうえで、銀行で海外送金の届出を提出する必要がある。



以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)